

諏訪市告示第 15 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 30 日

諏訪市長 金子 ゆかり

1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 新たに用途地域を定める区域

諏訪市大和一丁目並びに大和二丁目並びに大和三丁目並びに大字上諏訪字田代上、田代、山ノ神道下及び横道上並びに大字四賀字細久保通及び中組の各一部

(2) 用途地域を変更する区域

平成 27 年諏訪市告示第 93 号で定めた土地の区域のうち諏訪市大和一丁目並びに大和二丁目並びに大和三丁目並びに大字上諏訪字田代上、田代、川越石、山ノ神道下、北百姓地、横道上、鍛冶畑、尾玉及び東若宮並びに岡村二丁目の各一部

(3) 用途地域から除く区域

平成 27 年諏訪市告示第 93 号で定めた土地の区域のうち諏訪市大和一丁目並びに大和三丁目並びに大字上諏訪字山ノ神道下、唐澤口及び横道上並びに大字四賀字棚畑通、穴待屋通、中組、澤久保、日影林通、寺屋敷及び細久保通の各一部

3 縦覧場所

諏訪市役所建設部都市計画課